

佐賀県告示第二百十号

佐賀県税条例（昭和三十年佐賀県条例第二十三号）第九条の二第一項の規定により、平成二十三年佐賀県告示第五百一十一号（県税に関する申告期限等の延長）において別に告示で定めることとされている期日のうち、青森県及び茨城県に住所又は居所の所在地（法人等にあつては、本店又は主たる事務所の所在地）を有する者に係るものについては、その申告期限等が平成二十三年三月十日から同年七月二十八日までの間に到来するものについて、同月二十九日とする。

平成二十三年六月三十日

佐賀県知事 古川 康